

飲酒運転・交通事故・交通法規違反に対する処分等の運用について

南 相 馬 市
平 成 21 年 10 月 1 日
改正 平 成 25 年 4 月 1 日

I 基準の運用

- (1) 「1酒酔い運転から8当て逃げまで(6上記以外の法令違反を除く。)」は、基準どおりの取扱いとする。
 (2) 「6上記以外の法令違反」の取扱いについて、下記のとおり取扱いとする。

事故等の種別		人 身 事 故				物損事故		その他		
事故等の区分		死亡等事故		重傷事故		軽傷事故		構造物その他の損壊		
No.	責任の程度 違反 行為等の種別	加害者側の一 方的不注意に よる場合	被害者側にも 不注意があっ た場合	加害者側の一 方的不注意に よる場合	被害者側にも 不注意があっ た場合	加害者側の一 方的不注意に よる場合	被害者側にも 不注意があっ た場合	加害者側の一 方的不注意に よる場合	被害者側にも 不注意があっ た場合	自損事故その 他単純事犯等
		被害者が30日以上入 院をした場合				重傷事故以外				
6	上記以外の法令違反	停 職 3ヶ月	減 給 1/10 6ヶ月	減 給 1/10 3ヶ月	減 給 1/10 1ヶ月	戒 告	訓 告	戒 告	訓 告	嚴重注意
	最初の違反の場合	停 職 3ヶ月	減 給 1/10 6ヶ月	減 給 1/10 3ヶ月	減 給 1/10 1ヶ月	(所属長より)口頭注意				
	2年以内に同じ内容の事 故を起こした場合					戒 告	訓 告	戒 告	訓 告	嚴重注意

注1) 人身事故・重傷事故

被害者が30日以上入院をした場合とする。

注2) 人身事故・軽傷事故、物損事故及びその他の場合

最初の違反については(所属長より)の口頭注意とし、2年以内に同じ内容の事故を起こした場合には、規定どおりの処分とする。

注3) 加害者側の一方的不注意による場合

一方的不注意による場合とは、加害者の過失割合が8割以上の場合とする。
 過失割合については、保険会社等の査定などを参考にしながら判断する。

II 管理職員の処分についての基本的な考え方

(1) 勤務時間内による所属職員の違反について

本人の処分が免職の場合 --- 減給 1/10 3ヶ月

本人の処分が停職の場合 --- 減給 1/10 1ヶ月

本人の処分が減給の場合 --- 嚴重注意

(2) 勤務時間外による所属職員の違反について

本人の処分が停職以上の場合 --- 嚴重注意

事故等の種別		人身事故					物損事故				その他	
事故等の区分		死亡等事故		重傷事故		軽傷事故		構造物その他の損壊				
No.	違反等の種別	責任の程度 行為	加害者側の一方的不注意による場合	被害者側にも不注意があった場合	加害者側の一方的不注意による場合	被害者側にも不注意があった場合	加害者側の一方的不注意による場合	被害者側にも不注意があった場合	加害者側の一方的不注意による場合	被害者側にも不注意があった場合	自損事故その他単純事犯等	
			1	酒酔い運転	本人	免職						
		管理職の処分(公務中)	減給 1/10 3ヶ月									
		管理職の処分(公務外)	嚴重注意									
2	酒気帯び運転	本人	免職									停職6ヶ月
		管理職の処分(公務中)	減給 1/10 3ヶ月									減給 1/10 1ヶ月
		管理職の処分(公務外)	嚴重注意									
3	無免許運転(うっかり失効を除く)	本人	免職			停職6ヶ月	停職3ヶ月	停職1ヶ月				
		管理職の処分(公務中)	減給 1/10 3ヶ月			減給 1/10 1ヶ月						
		管理職の処分(公務外)	嚴重注意									
4	速度超過(50km以上)	本人	免職	停職6ヶ月	停職3ヶ月	停職1ヶ月	減給 1/10 6ヶ月	減給 1/10 3ヶ月	減給 1/10 6ヶ月	減給 1/10 3ヶ月	減給 1/10 1ヶ月	
		管理職の処分(公務中)	減給 1/10 3ヶ月	減給 1/10 1ヶ月		嚴重注意						
		管理職の処分(公務外)	嚴重注意									
4、5	速度超過30km以上(高速40km以上)又は過労運転等	本人	免職	停職6ヶ月	停職1ヶ月	減給 1/10 6ヶ月	減給 1/10 3ヶ月	減給 1/10 1ヶ月	減給 1/10 3ヶ月	減給 1/10 1ヶ月	戒告	
		管理職の処分(公務中)	減給 1/10 3ヶ月	減給 1/10 1ヶ月		嚴重注意						
		管理職の処分(公務外)	嚴重注意									
6	上記以外の法令違反	本人	停職3ヶ月	減給 1/10 6ヶ月	減給 1/10 3ヶ月	減給 1/10 1ヶ月	戒告	訓告	戒告	訓告	嚴重注意	
		管理職の処分(公務中)	減給 1/10 1ヶ月	嚴重注意								
		管理職の処分(公務外)	嚴重注意									
7	ひき逃げ	本人	上記の基準の2段階上位の処分									
		管理職の処分(公務中)	減給 1/10 3ヶ月	減給 1/10 1ヶ月		嚴重注意						
		管理職の処分(公務外)	嚴重注意									
8	当て逃げ	本人	上記の基準の1段階上位の処分									
		管理職の処分(公務中)	嚴重注意									
		管理職の処分(公務外)	嚴重注意									